

## 第4章 復興・開発支援のプロセス例ーボスニア・ヘルツェゴヴィナ

### 4-1 紛争分析・計画策定

#### 4-1-1. 状況分析-紛争の経緯・紛争終結後の状況

ボスニア・ヘルツェゴヴィナの紛争の経緯について、以下では(1)数々の帝国による支配、及び覇権争い(14世紀—16世紀半ば)、(2)ユーゴスラヴィア王国の創設、及び崩壊後新政権による大量虐殺(1929-1945年)(3)ユーゴスラヴィア連邦人民共和国創設:チトー政権台頭、及びチトー死後の危機(1945-1990年)、(4)旧ユーゴ崩壊への道、及び紛争勃発(1990—1992年)に分けて分析を行う。

##### (1) 数々の帝国による支配、及び覇権争い(14世紀—19世紀半ば)

旧ユーゴスラヴィア連邦の中でもボスニアは、電力、石炭、鉄鋼産業に関連する原材料の重要な生産地であり、また、豊富な埋蔵資源を有していた。加えて、山岳地帯の多いボスニアは、戦略的にも重要な地域であった他、ブルチコの場合には、中欧とバルカン地域を結ぶ主要陸上手段、及び、水上輸出入の拠点であった。このように、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは資源、戦略、交通の観点から重要な要衝であったため、旧来からクロアチア、セルビア、ハンガリー、ビザンティン帝国がこの地方を交互に支配していた。15世紀末以降、ボスニアは14世紀からバルカン半島に進出していたオスマントルコ帝国によって、約400年にわたって統治された。

なおこの頃、オスマン帝国支配の間にボスニア教会の信者の多くがイスラム教に改宗し、社会的支配層を形成して、後のムスリムと呼ばれるようになる。16世紀半ばになると、ボスニアには昔からの民族に加えて、トルコ人やセルビア人が居住するようになった。複数の民族が混在し、今日のボスニア・ヘルツェゴヴィナの原型を形成したと言える。オスマントルコ帝国の支配力は、やがてハプスブルグ帝国やロシア帝国との争いによって衰退し、ボスニアの行政権は1878年、ベルリン会議の結果、オーストリア・ハンガリー帝国(ハプスブルグ王朝)の統治下に入り、その軍事占領下に置かれた。この時代は経済が活性化された時代であった。

##### (2) ユーゴスラヴィア王国の創設、及び崩壊後の新政権による大量虐殺(1929-1945年)

第一次世界大戦後、オーストリア・ハンガリー帝国が崩壊すると、1918年「セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人の王国」が創設された。その後1929年にユーゴスラヴィア王国と改称されたこの国は、多民族国家であり、セルビア人が最も多く総人口の半分、クロアチア人がこれに次ぎ約4分の1、残りの4分の1をスロヴェニア人、アルバニア人、ハンガリー人等、全部で20を超える民族が占めていた。この時代に経済発展は停滞した。

1941年、ナチス・ドイツの攻撃を受け、ユーゴスラヴィア王国は崩壊し、枢軸諸国によって分割占領され、ドイツの傀儡国家である「クロアチア独立国」がボスニアも含んで形成された。

政権を担ったクロアチア人のファシスト集団「ウスタシャ」は、領内のセルビア人、ユダヤ人、及びジプシーを大量に虐殺している。

### (3) ユーゴスラヴィア連邦人民共和国創設：チトー政権台頭、及びチトー死後の危機 (1945-1990年)

第二次世界大戦後1945年、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国の建国が宣言され、その際ボスニア・ヘルツェゴヴィナは地域としての一体性を認められ、民族名ではなく、地域名を付した共和国となった。指導者チトーはユーゴスラヴィアの再建に尽くした。政府は各民族の独自性を尊重して、連邦制を採用し、民族主義を克服したとする社会主義イデオロギーを鼓吹し、そしてなによりチトーのカリスマに依拠することにより民族対立の表面化を抑えてきた。

しかし1980年にチトーが死去した後経済危機が顕在化し、インフレ・失業・対外債務の「三重苦」状態が深刻化した。また、IMF等の国際機関が指導した経済安定化政策のもとで、企業の賃金凍結等の政策の実施や石油危機以降の経済不振も重なり、民族対立が次第に深刻化し、ユーゴ経済は危機に瀕した<sup>6</sup>。さらにチトーの死去した翌81年にコソボ自治州でアルバニア系住民の「暴動」が発生するなど、民族主義が高揚した。

### (4) 旧ユーゴ崩壊への道、及び紛争勃発 (1990—1992年)

#### 1) 経済危機から民族主義の台頭へ

1980年代末の冷戦構造の崩壊、並びに東欧における民主化の波による社会主義諸国の政権崩壊は、ユーゴスラヴィア連邦国家の崩壊に大きな影響を与えた一方、国内的には、チトーの死の直後に深刻化した経済危機<sup>7</sup>に対する国民の不満が、危機を打開できる展望が見えないこともあり、民族主義に向かった。この背景には、経済悪化をたてなおすことができなかった旧ユーゴの政治指導者が、権力維持のための道具として民族主義を使い、テレビをはじめとするメディアを通じて民族対立を煽った結果、市民の間における民族間憎悪が生まれたとの意見が多いとみられる。

具体的には、コソボでセルビア指導部が強権を発動したことを受け、スロヴェニア、クロアチアでユーゴ全体がセルビア中心の中央集権国家に再編されるかもしれないという危機感が広がり、セルビアへの反発とともに民族主義が高揚した。唯一の政党だったユーゴスラヴィア共産主義者同盟はこの危機に対処できず、1990年に分裂。この後導入された複数政党制は民族別政党の結成につながり、対立を深刻化させた。この後、連邦議会は複数政党を認めるか否かで各共和国の足並みがそろわないなど、混乱の中で連邦議会選挙は実施できなかった。他方、連

<sup>6</sup>チトー死後の1981-85年だけを見ると、成長率は年平均0.5%へと落ち込み、国民1人当たりの国民総生産はマイナス成長に転じた。失業者は85年に100万人を超え(16%)、対外債務残高は約190億米ドルに達した。更にインフレ率が1986年には年率100%を突破し、実質給与が急激に減少しはじめ、1989年に年率2665%にまで達した。(千田善「ユーゴ紛争はなぜ長期化したか：悲劇を大きくさせた欧米諸国の責任」(劉草書房、1999年)

<sup>7</sup>1992～1993年のユーゴスラヴィアのインフレは1万%以上であった。

邦を構成する各共和国議会の選挙は、戦後初めてスロヴェニアとクロアチアがのみで複数政党の立候補を認める形で実施され、いずれの選挙においても、民族主義政策を掲げた政党が多数の得票を獲得した。

## 2) スロヴェニアとクロアチアによる独立宣言、及び旧ユーゴ連邦の機能崩壊

民族主義的政府を誕生させたスロヴェニアとクロアチアは、1990年12月いち早く自由選挙を実施し「独立宣言」を採択した。これと並行して、連邦の将来像をめぐる6共和国の交渉がはじまったが、連邦制度の維持を要求するセルビア共和国とゆるやかな主権国家の連合体に変えることを要求した両共和国が対立。連邦軍はクロアチア政府の警察予備軍に対して武力介入の動きを見せるなど、一触即発の緊張が高まった。こうした中、ボスニアとマケドニアは旧ユーゴを「主権国家共同体」に変えるとする妥協案を共同提案し、合意が成立し、武力衝突はひとまず回避されたが、連邦機能はほぼ完全に麻痺した。このクロアチア、スロヴェニアによる独立への動きを受け、ムスリム・セルビア人・クロアチア人が混在するボスニア・ヘルツェゴヴィナのムスリムとクロアチア人は、一刻も早く独立を果たさんとし、独立を支持するムスリム・クロアチア人勢力と、反対するセルビア人勢力は対立を深めていった。

## 3) 国際社会の対ボスニア・ヘルツェゴヴィナ方針の変換

このような中1992年1月、当初「統一ユーゴ支持」の立場をとっていたEC（1991年6月に発表）が急遽対応方針を変換し、時期尚早な独立承認を表明した。これは当初クロアチアとスロヴェニア独立支持のドイツを自制させる方向で動いたECにとって首尾一貫性のない政策転換であった。米国も当初の旧ユーゴ統一支持から、積極的なボスニア・ヘルツェゴヴィナ独立承認へと大きな政策変更を行っており、ECにボスニア・ヘルツェゴヴィナの独立承認を働きかけたと言われている。この時期尚早な独立承認がセルビア人勢力の対決姿勢を一層煽る結果となったとも言われる。

## 4) ボスニア・ヘルツェゴヴィナによる独立宣言、及び紛争勃発

1992年2月、独立の可否を問う住民投票が実施されたが、セルビア人がこれをボイコットしたため、6割の投票率に対し、独立賛成が99.7%に達した。ボスニア・ヘルツェゴヴィナ議会は同年3月、セルビア人議員の多数が欠席する中で、国民投票の結果を承認し、独立宣言を正式に採択した。これに対し、独立国家の形成によってマイノリティーとなることを嫌ったセルビア人はボスニア・ヘルツェゴヴィナの独立に反対し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内セルビア人共和国のボスニア・ヘルツェゴヴィナからの独立とセルビア本国（ユーゴ連邦の一部）との合併へと動いた。

このような動きはボスニア・ヘルツェゴヴィナ内の雰囲気著しく悪化させ、一触即発の状態となり、4月初めにサラエボで発生したセルビア人結婚式への発砲致死事件がきっかけとな

って戦闘が始まり、たちまちボスニア全土に拡大していった。

#### (5) 紛争終結へのプロセス (1992～1995年)

1992年8月には、約30カ国を集めて拡大ユーゴ和平会議（ロンドン会議）が開催され（我が国も出席）、武力による土地の獲得は認めないなど和平の原則を確立するとともに、和平工作のため、国連、ECより1人ずつの共同議長を任命した<sup>8</sup>。さらに国連安保理は、ユーゴ連邦共和国（新ユーゴ）に対する制裁、ボスニア上空飛行禁止決議、制裁強化決議などを採択し、セルビア側に圧力を加えた。人道支援活動の保護を主たる目的とする国連PKO約2万5千人がBHへ送られた。しかし1993年の国連とECによるBH10分割和平案（バンス・オーエン案）は、セルビア勢力が拒否、各地で武力による熾な勢力確保争いが生じた。その後1994年には米、英、仏、独、露の5カ国がコンタクト・グループを結成、これが中心となってBH和平工作にあたり、1994年、BHを51:49に分割することを骨子とする案（ムスリム・クロアチア側51%、セルビア側49%）を提案したが、セルビア勢力がこれを再度拒否した。しかしこの和平案に際しては、新ユーゴのセルビア共和国が受諾の立場をとり、BH内セルビア勢力と断交、国境閉鎖に踏み切ったため、BH内セルビア人は孤立化し<sup>9</sup>、これを契機に和平への譲歩を迫ることができるようになった。その間、ムスリム勢力は武力強化に努め、反攻作戦を展開、ムスリム側が圧倒的不利ではなくなったことを示した。

このような状況下、1994年12月、カーター元米国大統領がサラエボにて仲介を試み、これを受けて明石国連BH特使らが努力した結果、1995年初頭より4ヶ月の停戦協定が発効、この間に和平交渉が再開されることが期待された。しかし同年5月、停戦協定は和平交渉も再開されぬまま失効した。すでに失効以前から始まっていた撃ち合いは激化の一途をたどり、中でもサラエボはムスリム側とセルビア側が激しく応戦した。5月、国連の警告の後、NATO軍機が空爆に踏み切り、これに対し、セルビア勢力が国連平和維持軍（UNPROFOR）要員を人質とした事件も起こり、事態は極端に緊張した。その間、セルビア勢力は国連の指定した安全地域にも攻撃し、制圧を続けていった。

1995年8月からは米国が積極的に和平工作に関与し始め、和平交渉が開始された。米国の和平交渉は、BHの交戦当事者抜きで、主としてセルビア共和国政府とクロアチア共和国政府を相手に行われた。コンタクト・グループを初めとする関係国も、7月ロンドンで開催された会議で、深刻な事態に対し重大かつ断固とした態度をとる旨警告した。セルビア勢力に対してはNATOによる大規模空爆が実施され、緊急対応部隊<sup>10</sup>もセルビア勢力側を砲撃した。また8月

<sup>8</sup> 初代共同議長は国連よりヴァンス元米国務長官、ECよりオーエン元英外相であった。

<sup>9</sup> 連邦軍の撤退が始まると、諸民族の混成部隊である連邦軍は統制を失って混乱し、連邦軍の多くを占めるセルビア人はセルビア民兵と合体し、内戦の一層の激化をもたらしたと言われる。

<sup>10</sup> 国連要員保護のため、仏・英が提唱し、国連安保理において国連管轄下にある組織として承認された、1万5千人の部隊。名目上は国連保護軍の一部だが、実質的には既に現地入りしていた欧州各国軍隊と国連が事後承認し、事実上NATO軍の地上部隊として機能。

にはクロアチア国政府軍がセルビア勢力の中心地を制圧し、ムスリム勢力と共に軍事攻勢が顕著となる。このような軍事力の背景もあり、同年9月8日、ジュネーブにて紛争当事者外相が基本原則に合意、米国の和平に向けての外交努力は9月8日、ジュネーブにおけるボスニア、クロアチア本国、セルビア本国（新ユーゴ）の各外相による基本原則合意に結実、10月5日BH全土における全面停戦合意が成立、12日発効となった。

この紛争の犠牲者は、発表した機関・政府によって幅があるが、死者はおよそ20-30万人、負傷者100万人と推定され<sup>11</sup>、人口半数の270万人<sup>12</sup>以上の難民・避難民を出した。また、紛争中には約150万から400万個の地雷が埋められたと見られており、ほとんどは戦闘最前線の5km前後の帯状地域に集中している。

#### (6) デイトン和平合意の署名（1995年12月）

1995年11月1日から、米国オハイオ州デイトンにて紛争当事者首脳を集めての和平交渉が開始された。交渉は決裂の危機を孕みながらも21日、仮合意に達した。これによって1992年から始まった武力紛争はようやく終焉に向かうこととなった。このデイトン和平合意は、12月14日、パリにて正式署名された。

和平合意の調印により、3年半にわたるボスニア戦争に終止符が打たれ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦（ムスリムとクロアチア人勢力の連邦、以降FD）とスルプスカ共和国（セルビア人勢力、以降RS）の2つのエンティティー（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦の政治システムの構成体）に分かれて統治されることとなった。デイトン和平合意以後、同国の領土は戦争前とほぼ同じ国境線が認められ、FDはその国土の51%（2万6000km<sup>2</sup>）、RSはその49%（2万5000km<sup>2</sup>）を保有することとなった。

デイトン和平合意の骨子は以下である。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナは単一国家として存続

BHを2つのエンティティーに分け、ムスリム、クロアチア人両勢力のFDとセルビア人勢力のRSで構成

両エンティティーそれぞれ領土の51%と49%を支配

停戦ラインの両側に幅2キロの非武装地帯を設置

北大西洋条約機構（NATO）主体の多国籍の平和実施部隊が合意実施を監視

6-9ヶ月以内に幹部会と議会の選挙を実施

戦争犯罪人として起訴された者は公職から排除

サラエボは連邦内で再統合<sup>13</sup>、ゴラジュデはFDに帰属、ブルチコの位置付けは1年以内に決定

<sup>11</sup> 千田 善(1993)「ユーゴ紛争」講談社現代新書 p17

<sup>12</sup> UNHCR 発表

<sup>13</sup> サラエボは市内でムスリム側とセルビア側に分かれていたが、これが再統合された。

## (7) 紛争終結後の状況

### 1) 政治情勢

自民族に有利な政策を持つ候補者に対する投票が目立つ等、民族主義が色濃いが、穏健派の主張も徐々に支持を得てきている。

ボスニア連邦については、政府組織や軍の統合は実施されたものの、ムスリム勢力とクロアチア人勢力の対立は依然として根強い。また、スルプスカ共和国においては、97年に国際社会との協調路線をとるドディック内閣が成立。98年には急進派のポプラシェン大統領が当選するが、99年OHR（Office of Higher Representative:上級代表事務所、以下OHR）により解任された。

基本的には98年及び2000年の選挙により、3民族のバランスに配慮した中央政府が成立したものの、中央政府の機能は、 Dayton合意により著しく限定されている。なお、Dayton合意にもある戦争犯罪人の処罰は、紛争再発防止に極めて重要であるが、余り進んでいない。

### 2) 治安・警察

民族間の緊張と不信は根深く残っている。二つのエンティティーの各民族主義者は抗争を継続しており、平和構築の障害となっている。96年来SFOR（平和安定化部隊）が駐留している。

ボスニア連邦内のクロアチア系とムスリム系との対立は依然として存在している。また国内には150万とも400万個ともいわれる地雷が農村や山中・都市部に至るまで残存しており、地雷による事故も頻発している。

但し、一般的な治安状況は改善傾向にある。最近でも、手榴弾による警官負傷、住民の衝突、デモは散発的に発生しているが、これらは全体としては漸減傾向にある。また、元兵士や帰還難民、犯罪組織などの問題も比較的落ち着きを見せてきている。

国内の警察権は各エンティティー政府に属している。両エンティティーの警察とも、国連国際警察タスクフォースの監督下にあるが、現時点で安定した治安を実現する能力はない。なお2000年6月に中央政府に設置された国境警察は、異なる民族の警察官を配置している。

### 3) 社会経済状況

社会経済インフラ復旧は進展したが、中央政府機能の向上や民族和解・共存体制の確立についてはあまり進んでいない。また、市場経済化は総論では合意されているが、共産主義時代的な思考からの切替が容易でないことから、具体的な法整備や公企業の民営化も遅れている。

政治経済構造改革の進展は非常に遅く、民営化、各種制度の整備・各エンティティー間の調整には今後まだ相当の時間を要すると思われる。

BHの経済復興の原動力は未だ各ドナーからの支援であり、自立・維持可能な経済状態ではない。基礎生活分野支援、復旧・復興の為の経済社会インフラ整備に係る支援ニーズは依然高い。更に、高い失業率も大きな社会不安である。

#### 4-1-2. 現地復興体制

ボスニア・ヘルツェゴヴィナの復興については、全体として、世銀、及び必要額の半分以上をプレッジしてきている最大のドナーであるEUが先導してきている。

95年11月に米国デイトンでの和平合意に基づき、我が国を含む42ヶ国と13国際機関で構成される和平履行会議（PIC）が設置された。平和履行を軍事面から支えるのが平和安定化部隊（SFOR：NATO主体2万人）であり、また、民生部門の復旧・復興支援は上級代表事務所（OHR：代表はオーストリア外交官ペトリッチ氏）が担当することとなった。この他、国連国際警察タスクフォース（IPTF：約1600人で構成）が警察機構の再構築を担当している。

PICでは世銀・EUが中心となり、95年に、その後4-5年間の戦後復興計画が提唱された。更に、UNHCRによって設立された復興促進機構（IMG）は、分野別ニーズに係るデータベースを作成するなど、ニーズを明確化するとともに、各分野におけるワーキンググループを設置して、援助調整を行うなど、援助の効率的な実施の推進を行ってきた。

欧州安全保障協力機構（OSCE）の使節団（BH内に23事務所設置、国際職員200人、その他現地スタッフ1000人）を長期滞在させ、選挙監視、停戦監視、財政支援、民主化促進を行っている。

一方、BHの中央政府は、デイトン合意の制約から、外務省、対外貿易・経済関係省等わずかな分野を統括するのみ（2000年に、3省から6省に増加）であり、かつ、その機能は「窓口」にすぎない。政治・経済・治安の実権はボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦（ムスリムとクロアチア人勢力）とスルブスカ共和国（セルビア人勢力）の各エンティティー政府が保有しているものであり、援助等にかかる実質的な協議も各エンティティーとの間で直接行われる。

BHの政策決定においては常に民族の利益が優先し、BH全体の意志決定は現時点では困難である。このような状態を改善するため、97年、PICによりOHRに暫定的決定権が付与され、ようやく国旗、中央銀行、統一通貨等が決定され、最低限の国の形が整えられていった。これまで、重要法案の殆どはドナーによりドラフトが作成され、必ずOHRの強権発動により成立、施行されているといった状況が続いている。デイトン合意による制約から、OHRから中央政府への権力移譲の見通しは未だ立っておらず、実質的には主権国家とは言い難い面がある。

#### 4-1-3. 紛争要因分析

ボスニアの紛争要因分析について、上記「状況分析」を踏まえ、それぞれ時代の紛争の背景にある要因を（1）構造的要因、（2）引き金要因、（3）永続要因に区分して並べ上げた上で、紛争終結時後も解決していない紛争要因（網掛け部分）、すなわち復興・開発支援が対応すべき紛争要因を引き出す。

□ 紛争終結後は解決された紛争要因

■ 紛争終結後も解決されていない紛争要因

表4-1：国レベルの紛争分析

紛争要因	構造的要因	引き金要因	永続要因
	A1) 資源・戦略・交通の要衝としての覇権の争い	旧ユーゴの計画経済崩壊、経済危機	A3) 民族間の憎悪感情
	A2) 政治指導者による民族主義の煽動（大セルビア主義、大クロアチア主義）	新ユーゴ、及びクロアチア共和国による介入	A4) 小型武器氾濫
		旧ユーゴの崩壊、及び民族自立の指向	
		ドイツ・EC・米国の対応方針の転換	

#### A1) 資源・戦略・交通の要衝としての覇権の争い

今日では、ユーゴスラヴィア連邦共和国及びクロアチア共和国による介入の可能性は低いと見られている。しかし、スルプスカ共和国の東側と西側を唯一直接に繋ぐ狭い通路にあると同時に、ボスニア連邦と西欧を結ぶ線上に位置するブルチコ（特別区）を巡る民族の争いの可能性は未だ存在する。

ブルチコ裁定前は、ブルチコ市は2分割されており、3分の1はスルプスカ共和国に、3分の2はボスニア連邦によって管理されていた。中欧とバルカン地域を結ぶ主要陸上手段としてのザグレブとベオグラードを結ぶ幹線道路が近くにあり、サバ川にはボスニアで最大の河港があり、ボスニア内でも有数の豊かな市である。

このような場所の特殊性から、 Dayton 合意ではブルチコはボスニア連邦とスルプスカ共和国のどちらにも属しないとされ、ブルチコの帰属問題は仲裁裁判所の裁定に委ねられていた。ブルチコ裁定以前はそれぞれの地域によって3民族によって管理されていたが、同裁判所は、1999年3月にブルチコ全体を特別区として認定し、両エンティティーがブルチコ特別区を共同統治し、国際社会によって政治、行政を監視されることとなった。しかし、Dayton 合意以降、同市を実効支配してきたスルプスカ共和国がこれに強く反発した。スルプスカ共和国では大統領の解任、ブルチコ裁定の不本意な結果、更に同月後半に始まったNATOによるセルビア本国への空爆などで、国際社会への反発が強まり、政情が不安定化したが、その後1年を経て、2000年3月8日にはブルチコ特別区が正式に発足し、Dayton 合意履行上の最大の懸案の一つが解決をみた。特別区は非軍事化され、自治権を有する多民族政府、議会、行政委員会、裁判所、警察機構を有することとされた。3月6日にはブルチコに駐屯していたRS軍が撤退し、同市の非軍事化が完了、更に同21日には、ファランド・ブルチコ監理官により暫定議会議員が指名され（定数29名、うちセルビア系13名、ムスリム9名、クロアチア系7名）、次回同議会選挙が行われるまで、暫定的に職務を遂行している。複数民族から成る警察も良く機能しており、

その長官はセルビア人、2人の副長官はムスリム人とクロアチア人である。市長はセルビア人、2人の副市長はムスリム人とクロアチア人である。

#### A2) 政治指導者による民族主義の煽動（大セルビア主義、大クロアチア主義）

1996年9月には、OSCE（欧州安全保障協力機構）の支援の下で、紛争後初めて、国、エンティティー及び県レベルの議会及び大統領選挙が実施され、1997年9月には、延期されていた市町村議会選挙も実施され、民主政体の枠組みが整った。しかし、選挙結果は民族主義者及び戦争犯罪人の政治復帰を象徴するものであり、民族主義的な側面が強かった。1998年9月、 Dayton 合意後2度目の国政・地方選挙が実施され、内戦を主導した民族主義政党が各レベルの選挙で、得票率を減らしたものの、第1党の地位を維持した。2000年4月に実施された3度目の市町村選挙は、非民族主義・多民族主義政党が民族主義政党を破る躍進があり、民族主義強硬派の減退が見られる。2000年11月に実施された3度目の統一選挙が実施され、全土に共通基盤を持つ社会民主党系の諸党が一定の勢力を持つに至り、初めて民族政党に基盤を置かない中央政府が成立した。

制度上の枠組みにおいて、民族主義の色は減少してきているものの、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ全体の統一的な意志決定は難しいとの見方が強く、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの政策決定においては常に民族の利益が優先していると言われている。2000年にJICAが実施した現地調査では、経済停滞が続けば政治指導者の中の民族主義者が再度それを理由に台頭してくる可能性もあるとの見解もある。

#### A3) 民族間の憎悪感情

民族間の憎悪感情は、紛争終結後、Dayton 合意成立を経て、OHR（上級代表事務所）の監視もあって、民族和解は遅々としてではあるが確実に改善しており、時間がかかるが展望は明るいとの肯定的意見が大半を占めている。様々な問題が複数の民族の合意で解決されるようになり、国際社会が強制しなくても、3民族が既に様々な分野で自発的に合意し、共同で実施をするなど、協力関係が生まれているとの見解もある。他方、2000年にJICAが実施した現地聞き取り調査では、和解は進んでおらず、むしろ住み分けが進んでいるとする意見も聞かれた。

しかし、和解の進捗に否定的な見解を持っている人も、多民族融合国家を否定できない米国の和解に積極的であることや、これまでの和平復興に対する国際社会の支援を考えると、国家を分割するのは難しく、民族和解が、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの存続のために唯一残された可能性であるということでは共通していた。また、ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは reconciliation（和解）より、peaceful coexistence（平和的な共存）のほうが適当であるという意見もある。

#### A4) 小型武器の氾濫

旧ユーゴスラビア連邦時代以来、連邦軍の武器庫として大量の武器を保有していたボスニア・ヘルツェゴヴィナであるが、2001年7月に開催された国連小型武器会合では、約450,000個の小型武器が軍兵によって保持されていると言われている。今日においても周辺国や中南米諸国等から武器が流入している。一方、SFOR（平和安定化部隊）による市民から小型武器を回収するキャンペーン・プログラムが進んでおり、1年で40,000程の小型武器が回収されたと報告されている。

#### 4-1-4. 復興支援ニーズ分析

復興支援ニーズ分析では、紛争の結果発生したもので、復興・開発支援で対処しなければいけないニーズを、「紛争の結果生み出され、対処しなければ再発要因となりうる事項（B）」と「紛争要因・再発要因とは関係が薄い、復興支援ニーズとして認められる事項（C）」に分類して抽出する。ボスニア・ヘルツェゴヴィナの場合詳細な現地調査が実施されなかったことから、主要であると考えられる復興支援ニーズをリストアップする。

表4-2：復興支援ニーズ分析

	紛争の要因であり紛争後も解決されていない事項（A）	紛争の結果生み出され、対処しなければ再発要因となりうる事項（B）	紛争要因・再発要因とは関係が薄い、復興支援ニーズとして認められる事項（C）
<b>和解</b>	A3)民族間の憎悪感情 A2)政治指導者による民族主義の煽動（大セルビア主義、大クロアチア主義）	B1)難民帰還・国内避難民再和解の遅延 B2)トラウマなど精神障害の多発 B3)戦犯の取り締まり	
<b>治安維持</b>	A4)小型武器の氾濫	B4)統合されていない軍隊及び陸軍 B5)治安維持体制整備の遅延	
<b>社会基盤整備</b>		B6)民族別の社会サービス運営体制	C1)破壊されたインフラ C2)対人地雷・UXO問題
<b>ガバナンス</b>	A1)資源・戦略・交通の要衝としての覇権の争い	B7)政府の機能不全 B8)法制度未整備	
<b>経済復興</b>		B9)経済停滞(失業者の増大、不安定な生活)	
社会的弱者支援			C3)地雷被災者・紛争による障害者の増大

図4-3 復興支援ニーズに対するJICAの投入の変遷

ニーズ低い



ニーズ高い

1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002

	復興支援ニーズ	デイトン和平合意から現在まで (1995年11月-2002年2月)
和解	政治指導者による民族主義の煽動	ニーズが高い
	民族間の憎悪感情	ニーズが高い
	難民・国内避難民帰還の遅延	ニーズが高い
	トラウマなど精神障害の蔓延	ニーズが高い
	戦犯の処罰	ニーズが高い
	資源・戦略・交通の要衝としての覇権争い (特にブルチコ)	ニーズが高い
治安維持	小型武器の氾濫	ニーズが高い
	統合されていない軍隊及び陸軍	ニーズが高い
	治安維持体制整備の遅延	ニーズが高い
社会基盤整備	破壊されたインフラ・社会サービス (住居環境、医療、水)	ニーズが高い
	破壊されたインフラ・社会サービス2 (教育)	ニーズが高い
	対人地雷・UXO問題	ニーズが高い
ガヴァナンス	政府の機能不全	ニーズが高い
	法制度未整備	ニーズが高い
経済復興	経済停滞 (雇用の不足、不安定な市民生活)	ニーズが高い
社会的弱者支援	地雷被災者・紛争による障害者の支援	ニーズが高い

注意：ニーズの高低は時系列的なニーズの高低を分析しており、各分野間の比較に基づくものではない。

主な出来事

1995年11月 デイトン和平合意

1996年9月 統一選挙

1997年12月 和平実施会議 (PIC)により上級代表事務所 (OHR) に暫定的決定権が付与

1998年9月 第2統一選挙

1999年10月 上級代表事務所 (OHR)の権限さらに強化

2000年11月 第3統一選挙

紛争の結果生み出され、対処しなければ再発要因となりうる事項（B）

#### B1) 難民帰還・国内避難民再和解の遅延

難民・避難民帰還は Dayton 合意の優先事項の一つであると同時に、民族和解のためには難民及び国内避難民の帰還、もしくは不可能な場合は再定住が欠かせないため、和解状況の進捗を示す指標の一つと考えられる。

今次紛争により、BHにおいて人口半数の270万人<sup>14</sup>以上の難民・国内避難民を出した。1995年の Dayton 和平合意後、国際機関やNGOなど多くの団体が帰還促進のため支援を行なったこともあり、難民及び国内避難民帰還が一定の成果を挙げたとされている。正確な帰還にかかる数字について、諸機関でかなりの相違がみれるものの、IMG（復興促進機構）によると1996年以来35万人の難民が帰還した（2001年現在）。

99年10月に執行された Property Law（財産法）により、マイノリティーの帰還は今年に入ってから飛躍的に伸びている。それまで帰還に関して、土地、家屋、地権、そして資産などに起因する複雑な問題が存在していたが、同法により、他人の住居を不法に占有している住民を、強制的に退去させ、本来の持ち主が住居に戻ることが可能になった。97年頃と比べると、残虐な帰還妨害は、SFORの存在などによって減ってきており、今般実施された選挙において、マイノリティーが元居住していた地域へ投票しに行ったケースも見られたが、負傷等比較的少なかったと言われている。

一方、帰還は実際は公表されている程進んでいなく、また帰還した難民の中でも自宅に戻れない難民も多いとの見解も出されている。このことから、住宅建設のニーズは極めて大きい。また流出した人の家屋の破壊、エンティティー間の境界線での小競り合いや発砲事件などが散発的に発生しているとの報告もある他、行政や警察からの直接妨害は減少したが、最近では教育、雇用の際の民族差別など心理的な嫌がらせに変化しただけで、権利があっても実際にはなかなか帰還を実施できず、現在居住している土地に残ることを希望する人が増えているとも言われている。エンティティー政府が、財産法の実施のための十分な支援を行っていないことや、一度都市に流出した住民、特に若者は、なかなか村には帰りがらない点も帰還が進捗しない要因としてあげられる。帰還する権利と同時に、残る権利を明確にし、意思を尊重することも重要である。帰還が難しいと言われていたスルプスカ東部にも人々は帰還しはじめているが、残された難民・避難民の状況は複雑で、自宅が他民族の多数地域にあるような人々の帰還は未だ困難と言える。帰還が困難である難民・避難民については、避難先に残るための、もしくは別の地域に再定住するための環境整備も視野に入れる必要がある。

---

<sup>14</sup> UNHCR 発表

## B2) ト라우マなど精神障害の多発

トラウマなど精神障害の緩和は民族和解にとって重要であるため、取り組むべきニーズである。大量虐殺等によるトラウマ患者への対応が必要である他、国連やECの調査によると、組織的な性的暴行も行われ、犠牲者は1万人とも5万人ともいわれていることから<sup>15</sup>、性的暴力の被害者への対応も必要である。

## B3) 戦犯の取り締まり

紛争再発防止のためには、戦争犯罪人の処罰が必要であると考えられる。ボスニア・ヘルツェゴヴィナの場合、戦犯の取り締まりの遅延による紛争の再発の可能性は少ないとの見方が多いが、 Dayton合意の骨子でもある戦争犯罪人の処罰は、なかなか進んでいない点について、留意するべきである。

1997年春、国際社会はDayton合意をより強硬に実施しなくしてはボスニアは再度紛争状態に陥るであろうという認識のもと、国際戦争犯罪人に関する政策の変更を行い、およそ8割がセルビア人からなる77人を起訴しているが、ザグレブへの政治的圧力にもかかわらず身柄が引き渡されたのは10人のみであった。その後1999年末までには33人、2000年に入ってから4人が拘束されている<sup>16</sup>。また1998年の国際刑事裁判所の設置に続き、2001年ミロシェビッチ大統領が戦犯として逮捕された。

## B4) 統合されていない軍隊、及び陸軍

ボスニア・ヘルツェゴヴィナは未だ国家が2つの軍隊、及び3つの陸軍を持っており、軍事費は2000年の時点において各政府予算の40%を軍事費が占めていることもあり、不安定であることも鑑み、1998年6月を撤退期限としていた安定化部隊 (SFOR) は、時期尚早として駐留の延長を決めた。明確な撤退期限は特に定められていない。現在、兵力は当初の6万人から2万人となっているが、これは近隣のコソボなどに兵力が移転しているからではなく、状態が安定してきたことが理由<sup>17</sup>である。

## B5) 治安維持体制整備の遅延

紛争の再発を抑えるためにはボスニア・ヘルツェゴヴィナ政府の枠組み内での治安維持体制構築が必要であるが、現状では紛争再発を回避するにはSFORの存在が不可欠との見方が多い。さらに、2000年に実施された現地調査では、SFORが撤退すれば、紛争が必ず再発するとの見解も出された。これは現地における治安維持体制整備の遅延を意味しており、今後のボスニア・ヘルツェゴヴィナ持続的な復興・開発には治安維持体制整備が必要である。

---

<sup>15</sup> 千田 善(1993)「ユーゴ紛争」講談社現代新書

<sup>16</sup> SFOR 現地調査インタビューによる。

<sup>17</sup> SFOR 現地調査インタビューによる。

#### B6) 政府の機能不全

紛争後しばらくは、各民族間にある相互不信・憎悪の感情が強く、各レベルの立法、行政機関はほとんど機能しておらず、必要な制度や立法は成立することなく、議会が対立している状態であった。この状態を打開するため、97年12月、OHRに暫定的な決定権が与えられたため、OHRが強権を発動することが可能となり、審議が難航していた国旗や新通貨のデザイン等が次々に決定された。特に97年の車両登録ナンバーの統一は、和平合意によって保証されていたが実際には難しかった、両エンティティー間の行き来を可能にした。98年5月には統一通貨としての兌換マークが制定された。さらに1999年、政府の機能不全が続いたことからOHRの権限がさらに強化された。上級代表事務所の統治のもと、最近では2000年6月に国境警察が複数民族によって構成されたこと、当初民族別で2つに分かれていたボスニア連邦政府の内務省が統合されたことなど、民族和解に対する貢献度が高いといわれている制度面での民族間統一が進んでいる。しかし、未だに主だった政策は、決定の遅れに業を煮やしたOHRがその強権を発動することによって成立している。さらに、政府役人による脱税の横行や経済活動への不当な介入を含む汚職の蔓延も指摘されており、復興・開発の大きな阻害要因になっている。

#### B7) 法制度未整備

紛争後しばらくは、各民族間にある相互不信・憎悪の感情が強く、各レベルの立法、行政機関はほとんど機能しておらず、必要な制度や立法は成立することなく、議会が対立している状態であった。しかし上記のとおり、97年12月、OHRに暫定的な決定権が与えられたことにより、国旗や新通貨、車両登録ナンバーの統一等が次々決定されるなど、最近では2000年6月に国境警察が複数民族によって構成されたことや、当初民族別で2つに分かれていたボスニア連邦政府の内務省が統合されたことなど、民族和解に対する貢献度が高いといわれている制度面での民族間統一が進んでいるものの、現地政府主体とした法制度整備をさらにすすめていく必要がある。

#### B8) 経済発展の阻害

経済的危機がボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争の主要な紛争要因の1つであったが、民族和解のため、また紛争再発予防のためには経済復興、雇用創出が不可欠との見方が強い。市民レベルでは経済改革による市民への負担が重く、人々に不満がたまっており、何らかの引き金で紛争になる可能性も指摘されている。さらに加えると、上記であげたとおり一部には、経済停滞が続けば民族主義者が再度それを理由に台頭してくる可能性もあるとの懸念もあることから、経済発展分野におけるニーズの優先度は高い。ボスニア・ヘルツェゴヴィナ経済は多大な影響を受けた。紛争による被害の算定は困難であるが、森林は軍事物資購入のため輸出用に大量に伐採されたほか、地雷設置による国土の荒廃は農業や林業にも影響を及ぼした。工業の分野では、物理的破壊度60%、工業生産は戦前の5-10%の水準まで低下したうえ、インフラ及び家

屋の破壊も相当な規模に上る。他方、国際支援などで1996年以降ボスニア・ヘルツェゴヴィナ経済も幾分復興の兆しを見せ始めている。インフレ率についても、1994年にボスニア・ヘルツェゴヴィナ政府が発足してから、政府が固定交換レートを導入し、予算管理を試みた結果、インフレは年率100%以下になり、通貨は安定している。今後の復興のために必要とされる経済的ニーズとして、国民の生活の安定の確保、小規模融資や中小企業振興による経済活性化があげられる。

(2) 紛争要因・再発要因とは関係が薄い、復興支援ニーズとして認められる事項 (C)

#### C1) 破壊されたインフラ

復興のための経済社会インフラ整備（住居、水、電気、教育・医療施設を含む）に係る支援ニーズは依然高い。特に激戦地区であったサラエボでは、都市以外の周辺及び農村地域におけるインフラのニーズは高い。

#### C2) 対人地雷・UXO問題

対人地雷埋設は、国の人材の損失・障害に繋がり経済的損失が大きい他、地雷による国土の荒廃はボスニア・ヘルツェゴヴィナの農業や林業に影響を及ぼしていると言われており、また本来居住用や商業用、道路に使用されるべき土地の利用が限られると言う問題があげられる。このように地雷撤去は経済復興にも欠かせない重要な要因である。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、紛争中には約150万から400万個の地雷が埋められたと見られており、2001年2月時点でボスニア・ヘルツェゴヴィナ地雷活動センター（BHMAC）の統計によると、未だ農村や山中、都市部に至る地域に、18,145にのぼる地雷埋設地の存在が確認されている。しかし実際には30,000個以上の地雷埋設地があると推定されている。地雷埋設地の74%がFD領土にあるとされており、FD内だけでも200万個の地雷がまだ埋められているとされている。ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける対人地雷の大きな問題は未だ多くの埋設地の位置が把握されていないことである。

#### C3) 地雷被災者・紛争による障害者の増大

上記のように多大な数にのぼる地雷の存在が確認されている中で、地雷による被災者も増大していると報告されており、障害者を対象としたニーズが現出している。

#### 4-1-5. 支援計画策定

ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおけるJICA支援は、その多くが社会基盤整備、及び経済復興の2分野における支援が中心である。両分野におけるJICA支援の特徴は、積極的に民族再和解の観点を取り入れていることである。なお、ガバナンス、及び治安維持の分野においては、JICAとして今のところほぼ支援実績はない。表4-4は、表4-2で提示した復興支援ニーズに対するJICAの協力事業を示したものである。

表4-4：復興支援ニーズ・復興支援策とJICA支援プロジェクト

	復興支援ニーズ	区分	復興支援策	プロジェクト	プロジェクト目標
和解	民族間の憎悪感情	A	対立グループの和解促進	運輸交通マスタープラン（開発調査） 公共輸送力復旧（無償）	・両エンティティにわたる総合交通網計画を策定する ・戦災の影響を受けた都市の公共バス路線の復旧
				政府高官集団研修	国別特設
	トラウマなど精神障害の多発	B	精神障害者支援	なし	なし
	戦犯の取り締まり	B	-	なし	なし
	難民／国内避難民帰還の遅延	B	難民・国内避難民帰還・再定住	なし	なし
	資源・戦略・交通の要衝としての覇権の争い	A	行政制度構築	運輸交通マスタープラン（開発調査）	両エンティティにわたる総合交通網計画を策定する
治安維持	小型武器の	A	小型武器回収	なし	なし
	統合されていない軍隊、陸軍	B	兵士の武装解除、動員解除、社会復帰(DDR)、警察制度の改革	なし	なし
	治安維持体制整備の遅延	B	警察・軍事部門構築及び改革	なし	なし
社会基盤整備	破壊されたインフラ・社会サービス	C	基礎インフラ・社会サービスの整備	上下水道整備（開発調査）	・衛生状況、環境の改善
				送電線復旧（無償）	・戦災により60%破壊された送電設備の復旧
				初等学校建設（無償）	・帰還民の受入に伴い、初等教育の充実へのニーズが急激に高まりつつある現状に対応すべく両エンティティにおける初等学校を対象に施設整備を行う
				医療施設機材整備（無償）	・一次医療施設（保健所）の機材整備
				中核病院医療器材整備（無償）	・病院の機材整備
	対人地雷・UXO問題	C	対人地雷除去、回避教育	地雷除去活動機材整備（無償）	・地雷除去を実施する政府機関の機材整備
ガバナンス	政府の機能不全	B	ガバナンス強化	政府高官集団研修	国別特設
	法制度未整備	B	法整備	なし	なし
経済復興	経済停滞（失業者の増加、不安定な市民生活）	B	経済インフラの整備、雇用創出、産業振興	公共輸送力復旧（無償）	・戦災の影響を受けた都市の公共バス路線の復旧
				運輸交通マスタープラン（開発調査）	・両エンティティにわたる総合交通網計画を策定する
				パルプ・製紙工場復興（開発調査）	・豊富な森林資源を活用するパイプ・製紙業を担う工場の復旧
社会的弱者支援	地雷被災者・紛争による障害者の増大	C	身体障害者支援	地域密着型リハビリセンター機材整備（無償）	・コミュニティー・ベースのリハビリセンター設立に必要な機材供与
	トラウマなど精神障害の多発		精神障害者支援	なし	なし

## 4-2 案件発掘・形成

### 4-2-1. 公共輸送力復旧

#### (1) プロジェクト概要

公共輸送バス部門における内戦被害は、主要都市において特に甚大であった。そのため、公共輸送システムの再構築により、社会経済活性化の牽引役としての主要都市の経済活動の活性化を図ることが緊急の課題となっている。具体的には、国内避難民の帰還状況を踏まえつつ、内戦の影響で減少していた路線の復活、及び既存路線の運行頻度増加を図り、内戦以前の水準に戻すことが目標とされており、我が国も右目標に沿って、支援規模（バス台数）を設定した。また、支援の実施にあたっては、3民族が平等に裨益するよう配慮し、民族和解の促進を図った。

表4-5 案件概要

対象都市	構成民族	引き渡し時期	金額	協力内容
サラエボ市	ムスリム	1998.3.20（第1期）	16.02億円（第1期）	連結型バス、大型バス、身障者用中型バス（リフト付）及び補修機器
		1998.10.31（第2期）	4.65億円（第2期）	連結型バス、大型バス、中型バス
バニャ・ルカ市	セルビア人	2000.1.18	6.98億円	連結型バス、大型バス、大型バス（低床型）及びワークショップ工具
モスタル市	クロアチア人・ムスリム	2002.3月	7.69億円（基本設計時概算）	大型バス、大型バス（低床型）、中型バス及びワークショップ工具

この中で、サラエボ市に対しては、96年にEUがバスを供与済であったが、戦前の水準に戻すのに必要なバス台数が以前不足していたため、我が国が協力を実施した。

また、モスタル市への協力については、同市では2つの民族が東側（ムスリム）と西側（クロアチア人）に分かれて対立していることから、当初、各民族の二つのバス会社から支援要請があった。これに対し我が国は、まず両民族合意のもと統一バス公社を創業させた。同公社は一つの事務所を持ち、社長は両民族の交代制で運営されており、我が国はこの実績を評価し協力実施している。我が国の「コンディショナリティー」の運用による積極的な平和構築への努力は他ドナーからも高く評価されている。

なお、モスタル市においては、コンディショナリティーの達成過程で、市内の両民族の公共施設を結ぶ環状路線が自主的に運行されはじめ、新しいバスの供与により更なる民族和解の促進が期待される。

#### (2) アクター分析

ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおいては現地調査を派遣していないため、情報が限られてお

り、本調査研究では同国におけるアクター分析は省略する。

### (3) 平和配慮アセスメント

平和配慮アセスメントでは、「一般的な配慮項目」として、1) 適切な援助対象の選定、2) 量・質的に公平な援助の分配、3) 実施上の透明性の確保、4) ステークホルダーの公正性、5) 和平を加速するアクターの参加の5項目と、「紛争分析から導き出された平和配慮項目」として、表4-2の復興支援ニーズの区分Aと区分Bに含まれている、A3) 民族間の憎悪感情、からB8) 法制度未整備、までの13項目から、本協力に対応するニーズであるB9) 経済停滞（失業者の増大、不安定な生活）を削除した12項目と本案件の関係を分析する。

表4-6：一般的な平和配慮項目

	プロジェクトの妥当性	対策（負の影響の予防・緩和、プロジェクト停止等）
適切な援助対象の選定（明確な選定基準の設置）	○ 対象は、特に戦災の激しい主要都市であり、戦前にはバス輸送が機能していたことから、復旧支援の対象として妥当と思われる。	
量・質的に公平な援助の分配（民族・性別・地域など）	○ 各民族に均等に裨益するよう、対象都市を選定している。	
実施上の透明性の確保（民主的な手続きがとられているか）	○ BH中央政府、各エンティティー政府、各市及び各交通公社等との話し合いを経て実施してきている。	
ステークホルダーの公正性	- 中央政府の機能がデイトン合意により著しく制約されているために、実質的な協議相手は各民族出身者で占められている各エンティティー関係者となる。	但し、モスタル市向け支援については、関係民族の和解を図るためのコンディショナリティーを設定することにより、公正性の改善を図った。
和平を加速するアクターの参加促進	- 本来、中央政府は民族を越えた立場から両エンティティーのニーズの調整をすべきであるが、実際には上記の通り、実権がなく、形式的な窓口に過ぎない。	デイトン合意の変更による中央政府の権限拡大が実現された際には、中央政府のキャパシティビルディングを促進する支援を検討すべき。

○は妥当 △は問題ある可能性あり -は問題なし

表4-7：紛争要因、再発要因とプロジェクトの因果関係

	復興支援ニーズ	区分		プロジェクトとの因果関係
再和解	民族主義：大セルビア主義vs.大クロアチア主義	A	○	・隣接する各民族の同系国家につながる長距離・国際路線は支援対象としない。
	民族間の憎悪感情	A	○	・対立する民族間の協議に基づく支援要請作りや、民族間を輸送する形でのバスの運行等により、民族間の関係の改善を図る。
	難民／国内避難民帰還の遅延	B	○	・帰還民の受入に伴い、運輸交通の充実へのニーズが急激に高まりつつある現状に対応すべく両エンティティーにおけるバス交通を対象に機能向上を行う。
ガバナンス	資源・戦略・交通の要衝としての覇権の争い	A	○	・両民族協同のバス会社運営体制をとることで争いが減少する。
	政府の機能不全	B	○	・コンディショナリティーを受けて、新たな行政機構（モスタル市公共交通ユニット）を自主的に新設した。
	法制度未整備	B	○	・コンディショナリティーを受けて、公共交通に係る条例改正を両民族が自主的に実施した。
経済復興	経済停滞	B	○	・経済活動の中心となる国内主要都市において、運輸交通の充実を図るため、人々の足となるバス交通の機能向上を支援する。

#### 4-2-2. 初等学校建設

##### (1) プロジェクトの概要

内戦前の1991年8年間の初等義務教育は完全普及していたが、紛争中に学校施設（初等及び中等）の約80%が破壊もしくは、他の用途にしようされたことにより著しいダメージを受けた。このような背景を踏まえ、本プロジェクトは、ボスニア連邦とスルプスカ共和国両エンティティーにおいて、紛争の影響により学校施設の被害を受けた11校の初等学校施設を整備し、施設不足や通学アクセスの改善を図るとともに、機材整備を通じて学習環境を改善することを目的とする。対象校はFDにおいて7校、RSにおいて4校。E/Nは2001年7月に締結、2002年に入札を行った。

##### (2) アクター分析

公共輸送力復旧案件同様、アクター分析は省略。

##### (3) 平和配慮アセスメント

平和配慮アセスメントでは、公共輸送力復旧案件同様、「一般的配慮項目」である5項目、「紛争分析から導き出された平和配慮項目」である13項目と本案件の関係を分析する。

表4-8 一般的平和配慮項目

平和配慮項目	プロジェクトの妥当性
適切な援助対象の選定	○ 明確な基準をもとに、紛争により被災した学校を対象としている（ただし、1つの協力サイトは通学する大半が国内避難民）。
量・質的に公平な援助の分配	△ 各民族に均等に裨益するよう、両エンティティーを対象としている。しかし、民族毎の教育制度を強化してしまう恐れあり。
実施上の透明性の確保	○ BH中央政府、各エンティティー政府、教育省、各自治体・各民族との話し合いを経て計画を形成。
ステークホルダーの公正性	○ 実質的な協議相手は各民族の代表者。
和平を加速するアクターの参加	- 特になし

1) 適切な援助対象の選定

11校の協力サイトは、7つの明確な基準をもとに選定されている。ただし1つの協力サイトについては、通学する児童の大半が国内避難民であるため、国内避難民の定着を促進しうるリスクもある。（本案件では、地域住民の47%は内戦前からの住民であること、また避難民の多くが既に5年間生活をしており、今後直ちに帰還する可能性も低いと考えられることから、同サイトを援助対象に含めている）。

2) 量・質的に公平な援助の分配

民族間で公平に裨益が届くように、両エンティティーを裨益対象としている。しかし、根底にはBH国のほとんど全ての初等学校では、就学児童の民族が学校毎に限られていることから、本案件の対象学校では、全民族の児童の就学を受け入れることをBH国側は表明しているが、現実的には他民族児童が同じ学校に就学することの困難が予測されている。右事情の理由として、各民族のカリキュラムの制定や施行が遅れているため、複合民族による学校運営が困難である点があげられる。また一般市民の間では複合民族による学校運営に対して、消極的である側面もあげられる。

3) 実施上の透明性の確保

表のとおり。

4) ステークホルダーの公正性

表のとおり。

5) 和平を加速するアクターの参加

特になし。

6) 紛争要因、再発要因とプロジェクトの因果関係

表4-9 紛争要因、再発要因とプロジェクトの因果関係

	復興支援ニーズ	区分	プロジェクトとの因果関係	
和解	民族間の憎悪感情	A	△	裨益対象を両エンティティ対象としている。ただし民族別の制度を強化する恐れあり。
	難民／国内避難民帰還の遅延	A	○	帰還民に伴った初等教育ニーズの増加に対応
治安維持	小型武器の氾濫	A	-	
	過剰な軍事費	B	-	
	治安維持体制整備の遅延	B	-	
ガバナンス	資源・戦略・交通の要衝としての覇権の争い	A	-	
	政府の機能不全	B	-	
	法制度未整備	B	-	
経済復興	経済停滞	B	-	